契約の方法及び入札の条件

1　契約の方法

（1）条件付一般競争入札とする。

（2）入札の回数は１回とする。ただし、初回入札によって落札候補者が決定されなかったときは、初回の入札参加者を対象とする再度入札を行う場合がある。その際、初回入札で失格又は無効の入札をした者は、再度入札に参加できないものとする。

なお、再度入札における入札書の提出期日等は、再度入札の実施決定後に別途通知する。

入札者がいない場合は、当該入札を取りやめる。

2　入札の条件等

（1）入札保証金

福島県財務規則（以下「規則」という。）に定める入札保証金は、入札金額の１００分の３以上の額とする。

ただし、規則第２４９条の規定に該当するものについては免除する。

（2）入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）最低制限価格

本委託では最低制限価格を設定している。なお、最低制限価格については、契約締結後に公表する。

（4）落札者

予定価格の制限範囲内でかつ最低制限価格を下らない最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

（5）契約保証金

規則第２２８条に定める契約保証金は契約代金の１００分の５以上の額とする。

契約の保証を付す場合は、別紙「契約の保証について」によること。

（6）委託期間

１５４日間とする。

ただし、委託の着手時期は契約締結の日から７日以内において委託者が指定する日とする。

（7）契約の確定時期

地方自治法第２３４条第５項の規定により両者が契約書に記名押印したとき又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により両者が電子署名を行ったときに確定する。

（8）委託契約書

別紙（案）のとおり

契約の保証について

1　受注者は、委託契約書案の提出とともに、以下(1)から(5)のいずれかの書類を提出又は提示しなければならない。

(1)　契約保証金に係る領収書の提示

［注］ア　契約保証金領収書は、発注者の発する納入通知書により、納入通知書裏面記載の指定金融機関又は関係の出納機関に契約保証金に相当する現金(現金に代えて納付する小切手にあっては、指定金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。)を払い込んで、交付を受けること。

イ　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ウ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ　受注者は、発注者へ成果物の引渡し後、契約保証金の払渡しを求める旨の請求をすること。

(2)　契約保証金に代わる担保としての有価証券に係る保管有価証券領収書の提示

［注］ア　契約保証金に代わる担保となる有価証券の種類及び担保価格は、次のいずれかに限るものとする。

(ｱ) 福島県債証券	額面金額
(ｲ) 国債証券	額面金額の10分の8

イ　保管有価証券領収書は、福島県出納局出納総務課に契約保証金の金額に相当する担保価格の有価証券を払い込んで、交付を受けること。

ウ　上記イの有価証券が記名証券の場合は、その払込みの際に売却承諾書及び白紙委任状を添えて払い込むこと。

エ　業務委託料の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

オ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、担保とした有価証券は、地方自治法第234条の2第2項の規定により福島県に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

カ　受注者は、発注者へ成果物の引渡し後、有価証券の払渡しを求める旨の請求をすること。

(3) 債務不履行による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書の提出

［注］ア　債務不履行により生ずる損害金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規 定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、 労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、 農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下 「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27年 法律第184号)第2項第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」という。)とする。

イ　保証書の宛名の欄には「福島県知事」と記載するように申し込むこと。

ウ　保証債務の内容は委託契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ　保証書上の保証に係る委託業務名の欄には、委託契約書に記載される委託業務の名称が記載されるように申し込むこと。

オ　保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ　保証期間は、履行期間を含むものとすること。

キ　保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヶ月以上確保されるものとす

ること。

ク　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ケ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ　受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、発注者へ成果物の引渡し後、発注者から保証書の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

(4)　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券の提出

［注］ア　公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ　公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「福島県知事」と記載するように申し込むこと。

ウ　証券上の主契約の内容としての委託業務名の欄には、委託契約書に記載される委託業務の名称が記載されるように申し込むこと。

エ　保証金額は、業務委託料の 100 分の 5 の金額以上とすること。

オ　保証期間は、履行期間を含むものとすること。

カ　業務委託料の変更又は履行期間の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

キ　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(5)　債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券の提出

［注］ア　履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。

イ　履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ　保険証券の宛名の欄には「福島県知事」と記載するように申し込むこと。

エ　証券上の契約の内容としての委託業務名の欄には、委託契約書に記載される委託業務の名称が記載されるように申し込むこと。

オ　保険金額は、業務委託料の 100 分の 5 の金額以上とすること。

カ　保険期間は、履行期間を含むものとすること。

キ　業務委託料の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、発注者の指示に従うこと。

ク　受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により福島県に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

2　1 の規定にかかわらず、業務委託料が 300 万円未満となる場合は、契約の保証を付さない。ただし、契約締結後、業務委託料の変更により変更後の業務委託料が 300 万円以上となるときは、この限りでなく、総合評価方式の調査基準価格（非公表）を下回った場合には、業務委託料が 300 万円に達しないときであっても、契約保証金の納付の免除は行わない。

個人情報の保護に関する留意事項

本件業務を受託した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年福島県条例第57号。以下「法」という。）及び本件業務委託契約に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、下記の義務を 負うことに留意してください。

記

1　契約内容に別記個人情報取扱特記事項がふくまれており、又は契約書に個人情報取扱特記事項のうち必要な事項が規定されており、委託事務の遂行に当たっては、これらを遵守しなければならないこと。

2　法第66条第2項で準用する同条第1項に基づき、受託者は個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じる義務を負うこと。

3　法第67条に基づき、受託した事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的にしようしてはならない義務を負うこと

4　受託者及び従事者等は法第179条の罰則の対象となること

5　受託した事務に従事している者又は従事していた者は、法第176条若しくは同法第180条の罰則の対象となること

6　代表者や従事者等が違反行為をした場合には、行為者のほか法人（法人でない団体で代表者又は管理者の定めのあるものを含む）も法第184条の罰則の対象となること

（教示）個人情報の保護に関する法律

（安全管理措置）

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2　実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、個人情報の適切な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者　法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者　同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者　当該委託を受けた業務

（従事者の義務）

第67条の2 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第二項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第百七十六条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。